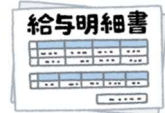


前期中（1～6月）に専従者・従業員・パート等に給与支払をされた方は、  
**7月10日（水）までに**  
**源泉所得税の納付が必要です。** ※納期の特例適用者



**注意!!**

- ・扶養控除等申告書を提出している専従者・従業員（甲欄適用者）で、税額が発生する場合、令和6年は**定額減税の対応が必要!**
- ・源泉所得税がかからない額（0円）でも、税務署へ報告（納付書の提出）の必要!

当会において、**源泉所得税相談会**を実施致します。（完全予約制）

**相談期間**：6月3日（月）～7月10日（水）

**相談時間**：30分（1～2名で税額なし/月8万給与など）以外は60分

**予約方法**：①当会予約サイトより

②電話 050-3719-5607



**持ち物**

**① 源泉徴収簿**

事前に毎月の給与等支給額や源泉所得税を記入

**② 扶養控除等（異動）申告書**

専従者、従業員へ渡し、記入後、提出してもらってください。

**③ 納付書（所得税徴収高計算書）**

※e-Tax 送信をし、送付不要にした場合は、用紙は送られません。

**④ マイナンバーカード**



※パスワードもご持参ください。

**定額減税関連書類**

**源泉徴収に係る定額減税のための申告書**

同一生計配偶者及び扶養親族の方の分を加算して控除を受ける場合に提出（②の提出者を除く）

**各人別控除事績簿**

差引税額がある方は記入

※①、②、**定額減税**関連書類は当会ホームページよりダウンロードできます。（お手元保管が必要な書類です。）

**定額減税**の解説やご自身でご提出する場合は、**裏面**をご参照下さい。



一般社団法人みどり青色申告会事務局  
横浜市青葉区田奈町 13-17  
TEL：045-989-5011  
FAX：045-989-5022  
予約 TEL：050-3719-5607  
e-mail：midori-airo@nifty.com  
ホムパツ 'みどり青色' で検索

**定額減税**とは ※**税額が発生する場合**は事前にご相談ください

① **定額減税の概要**

令和6年分の所得税に定額減税（特別控除）を適用するもので、**令和6年6月1日以降の給与支払（賞与が先にある場合は賞与）から実施。**

② **対象者**

定額減税の対象となるのは、令和6年分の所得税を納税する居住者で、令和6年分の合計所得金額が1,805万円以下の方々です。

③ **定額減税額**

- ①本人（居住者に限ります）・・・3万円
- ②同一生計配偶者及び扶養親族（いずれも居住者に限ります）  
・・・1人につき3万円

ただし、その合計額がその方の「令和6年分の所得税額」を超える場合には、控除される金額は、その所得税額が限度となります。

④ **事務作業**

- ・ **6月1日以降の以降に支払われる給与**（賞与の支払いの方が早い場合は賞与から）から、定額減税額が差し引かれます
- ・ **6月に減税しきれなかった場合には、それ以降の給与や賞与から順次減税**されます

- ※1 令和6年6月1日において在籍する者のみが対象となり6月2日以降入社の者は対象外です。
- ※2 最終的にはその年の年末調整により、減税額を含む最終的な所得税額が確定します。

5月17日(金)「定額減税について」(給与等)の説明会を開催しますので是非ご参加ください。(別紙:インボイス制度&給与等の定額減税説明会 参照)

**税額が発生しない場合**（記載例）

- ・給与を受ける方の扶養親族等の数が0人で給与の月額が88,000円未満
- ・〃扶養親族等の数が1人で給与の月額が119,000円未満の場合など

ご記入の上、納付書を当会宛に郵送してください。(控えは次回来所時返却)

(例) 従業員1名 月給 80,000円 月末支払の場合

※ 上記以外のケースや、ご不明な点がございましたら事務局までご連絡ください。